〈別表1〉

令和　4 年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：富加町水道事業	
浄水場名：県営水道 東部広域山之上浄水場	採水場所：富加町高畑721番地(富加町浄化センター給水栓)
水源種別：その他 、 、	原水全項目水質検査：7 月実施予定
定期健康診断(概ね6ヶ月に1回)に関する検便検査：5 月 ・ 12 月実施予定	
水質検査委託機関名称：(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	
毎日検査実施場所：富加町高畑	

	水質基準項目	検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
4	水銀及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5	セレン及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6	鉛及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7	ヒ素及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8	六価クロム化合物	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
9	亜硝酸態窒素	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ケ月毎	○			○			○			○			4	過去3年の結果は基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
12	フッ素及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13	ホウ素及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
14	四塩化炭素	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15	1,4-ジオキサン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
17	ジクロロメタン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18	テトラクロロエチレン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19	トリクロロエチレン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
20	ベンゼン	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21	塩素酸	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロメタン	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ケ月毎	○			○			○			○			4	3ケ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33	アルミニウム及びその化合物	3ケ月毎	○			○			○			○			4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
34	鉄及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35	銅及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36	ナトリウム及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37	マンガン及びその化合物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40	蒸発残留物	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41	陰イオン界面活性剤	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42	(4S,4aS,8aR)-オクヒトロ-4,8a-ジメチル ナフタレン-4a(2H)-オール (別名：ジェオスミン)	年1回				○									1	県水受水のため
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン- 2-オール (別名：2-メチルイソボルネオール)	年1回				○									1	県水受水のため
44	非イオン界面活性剤	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
45	フェノール類	年1回				○									1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
			24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9		

	項目	検査頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
原水	1～20、32～51の項目(40項目)	不要													0	原水が県営水道のため不要
	大腸菌(指標菌)	不要													0	原水が県営水道のため不要
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	不要													0	原水が県営水道のため不要
	クリプトスポリジウム	不要													0	原水が県営水道のため不要
	ジアルジア	不要													0	原水が県営水道のため不要
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		